

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

教育委員会規則

- 兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）

令和8年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県教育委員会

教育長 藤原俊平

兵庫県教育委員会規則第7号

兵庫県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第28条」に、「第70条の18」を「第70条の19の2」に、「第70条の19-第70条の26」を「第70条の20-第70条の28」に改める。

第7条の表中

「

| | |
|-------|-------------------------|
| 義務教育課 | 管理班 小中学校生徒指導班 初等・中学校教育班 |
|-------|-------------------------|

」

を

「

| | |
|-------|---------------|
| 義務教育課 | 管理班 初等・中学校教育班 |
|-------|---------------|

」

に、

「

| | |
|-------|---------------------------|
| 高校教育課 | 管理班 高校生徒指導班 教育指導班 高校教育改革班 |
|-------|---------------------------|

」

を

「

| | |
|-------|----------------------|
| 高校教育課 | 管理班 教育指導班 高校教育改革班 |
| 生徒指導課 | 県立学校生徒指導班 市町立学校生徒指導班 |

」

に改める。

第11条に次の1号を加える。

(7) 教育職員免許状再授与審査会に関する事。

第14条第10号中「及び県立但馬やまびこの郷」を削る。

第15条第11号中「高等学校の定時制教育及び通信制教育振興法」を「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」に改め、第12号中「及びいじめ対策審議会」を削り、同条第13号を削り、同条第14号を同条第13号とする。

第15条の2を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

(生徒指導課の事務)

第15条の2 生徒指導課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における生徒指導に関する事。
- (2) いじめ対策審議会に関する事。
- (3) 高等学校卒業程度認定試験事務に関する事。
- (4) 県立但馬やまびこの郷に関する事。

第17条の2を削る。

第30条から第31条までを次のように改める。

第30条及び第31条 削除

第45条中「、王子分館及び西宮分館」を「及び王子分館」に改め、同条の表西宮分館の項を削る。

第66条第1号中「フィルム」を「フィルム」に改め、「以下」の右に「この条において」を加える。

第70条の3第1号中「以下」の右に「この条において」を加える。

第70条の9から第70条の11のまでの規定中「(情報管理課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第70条の20中「位置は、」を「位置は」に、「分館」を「加西分館」に改める。

第70条の21第1号中「以下」の右に「この条において」を加える。

第71条の表以外の部分中「並びに」を「及び」に改め、「及び附則第4項」を削り、同条の表教科用図書選定審議会の項の前に次のように加える。

| | | |
|---------------|---|--------|
| 教育職員免許状再授与審査会 | 特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれかに該当する者を除く。）をいう。）に対する免許状の再授与に関する事項の調査審議に関する事務 | 教職員企画課 |
|---------------|---|--------|

第71条の表いじめ対策審議会の項中「いじめ防止等」を「いじめの防止等」に、「高校教育課」を「生徒指導課」に改め、同表人と自然の博物館協議会の項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

第79条の5中「前3条」を「前4条」に改める。

第80条中「前4条」を「前5条」に改める。

第80条の2中「前5条」を「前6条」に改める。

第80条の3中「前6条」を「前7条」に改める。

第80条の4中「前7条」を「前8条」に改める。

第80条の5中「前8条」を「前9条」に改める。

第80条の6中「前9条」を「前10条」に改める。

(兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出しを「(事務長等)」に改め、同条中「事務長」の右に「又は事務室長」を加える。

(兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則の一部改正)

第3条 兵庫県立学校教職員の人事評価・育成に関する規則（平成24年兵庫県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表教頭、事務長及び船長の項中「事務長」の右に「、事務室長」を加え、同表事務職員、

技術職員(学校栄養職員)、事務員及び技術員(実習船乗組員を除く。)の項中「事務長」の右に「又は事務室長」を加える。

(公文書管理規則の一部改正)

第4条 公文書管理規則(令和2年兵庫県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「事務長」の右に「若しくは事務室長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。